

委 託 設 計 書								
年 度	令和 7 年度		課長	係長	精算者	設計者	原 水 及 び 浄 水 費	
委 託 番 号	第 号						設 計 年 月 日 令和 7年 4月 25日	
着 工 番 号							精 算 年 月 日 令和 7年 4月 25日	
施 工 理 由								
施 工 箇 所	明石川浄水場ほか（明石市大道町1丁目11-1ほか）				施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 単価契約 令和8年3月31日まで		
委 託 名 称	消防用設備等点検業務委託				支 払 い 方 法	前 払 金	なし	
						中 間 前 払	なし	
						部 分 払	なし	
委 託 概 要	消防用設備等点検業務				1式			
	明石川浄水場		野々池南・北ポンプ場					
	鳥羽浄水場		亀池東・西ポンプ場					
	魚住浄水場							
	東部配水場							
	中部配水場							
西部配水場								
当初設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円	
変更設計金額	円	消費税相当額	円	変更請負金額	円	消費税相当額	円	
増 減	円	増 減	円	増 減	円	増 減	円	

直接人件費

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
明石川浄水場消防用設備等点検 管理棟	1			式						
明石川浄水場消防用設備等点検 導水ポンプ棟	1			式						
明石川浄水場消防用設備等点検 高度処理棟	1			式						
明石川浄水場消防用設備等点検 倉庫控室棟	1			式						
明石川浄水場消防用設備等点検 東部送水ポンプ棟	1			式						
東部配水場消防用設備等点検	1			式						
鳥羽浄水場消防用設備等点検 管理棟	1			式						
鳥羽浄水場消防用設備等点検 排水処理棟	1			式						
鳥羽浄水場消防用設備等点検 高度浄水処理棟	1			式						

消防用設備等点検業務委託特記仕様書

上下水道局管理施設における消防設備を正常かつ良好に稼働させるため、保守点検および修理を行うものとする。また、消防設備の保守点検業務の範囲および作業の明細は本仕様書の定めるところにより行うものとする。

1 業務名 消防用設備等点検業務委託

2 業務場所

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 明石川浄水場 | 明石市大道町1丁目11-1 |
| (2) 鳥羽浄水場 | 明石市鳥羽1506-1 |
| (3) 魚住浄水場 | 明石市魚住町西岡2154-1 |
| (4) 東部配水場 | 明石市荷山町1744-1 |
| (5) 中部配水場 | 明石市大久保町大窪字戌亥谷3081 |
| (6) 西部配水場 | 明石市大久保町西脇字岡畑795 |
| (7) 野々池貯水池（南・北ポンプ場） | 明石市明南町3丁目1-1 |
| (8) 亀池貯水池（東・西ポンプ場） | 明石市鳥羽字奥屋形谷1916 |

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで。

4 業務時間

原則として平日の午前9時から午後5時までとする。

5 業務内容

- (1) 消防法第17条3の3の規定に基づき、上下水道局管理施設に備えつけの消火器、自動火災報知設備（以下「自火報」）、誘導灯の機器点検及び総合点検を行い、明石市消防長に報告する。
設置消防設備数等については別紙「消防用設備一覧」のとおり。
なお、点検の対象は全数とし、業務実施にあたっては、消防法第17条3の3に定める点検資格者を適正に配置すること。
- (2) 消火器（蓄圧式）の更新（リサイクル料、運搬費を含む）を行う。更新数量は別紙「消防用設備一覧」のとおり。

6 点検の内容

消防用設備については、消防法、同施行令、同施行規則等に基づいて下記の点を行い、消防用設備等点検結果報告書で報告すること。

(1) 機器点検(6か月に1回)

次の事項について、消防用設備等の種類に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。

- ① 消防用設備等に附置される機器および設備機能の正常な作動
- ② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判別できる事項

(2) 総合点検(1年に1回)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は、当該消防用設備等の種類に応じ別に告示で定める基準に従い確認すること。

(3) 点検の際に発覚した軽微な不良個所(球切れ等)は、随時修理すること。

7 異常時の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したとき又は、この仕様書に記載する軽微な修理の範囲を越える修理が必要であると判断したときは、ただちに委託者に報告し、協議の上適切な処置を講ずるものとする。

8 業務計画書

(1) 計画書の内容

- ① 点検方法、点検器具、従事者名簿、消防設備士名(経歴書、免状写し)
- ② 点検日程表、詳細工程表
- ③ 緊急連絡体制表

(2) 契約締結後、速やかに業務計画書(2部)を提出し、委託者の承諾を得ること。

(3) 計画書の内容を変更しようとする時は、速やかに委託者の承諾を得た後、実施すること。

9 業務報告書

点検結果報告書の作成

(1) 点検結果報告書は、消防法の規定に基づく様式によること。

(2) 不良個所の報告については、施設名ごとにまとめ、各所1部を提出すること。

(3) 報告書の届出先は「明石市消防長」とし、施設名ごとに防火管理者・立会者名を記入すること。

(4) 報告書の提出部数は、各点検終了後に、下記に示す部数を提出すること。

- | | |
|----------------------------------|----|
| ① 明石川浄水場(東部配水場、野々池貯水池北・南ポンプ場を含む) | 1部 |
| ② 鳥羽浄水場(中部配水場、亀池貯水池西・東ポンプ場を含む) | 1部 |
| ③ 魚住浄水場(西部配水場を含む) | 1部 |
| ④ 上記浄水場を1冊にまとめたもの | 1部 |

- (5) 受託者は、点検の結果改善を要する事例や、業務委託契約以外で補修が必要な箇所を発見した場合は、別途報告書により委託者に報告すること。

10 その他

- (1) 受託者は、業務実施に際しては、委託者と十分な打合せを行ってから、作業を行うこととし、他の業務に影響がないようにすること。
- (2) 受託者は、業務上やむなく設備の機能を停止しようとするときは、予め委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 本特記仕様書に定めるものの他、疑義の生じた事項については、別途委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (4) 東部配水場においては自火報設置義務の面積未満であるため、総合点検は誘導標識、消火器の報告とする。ただし自火報は設置しているため点検は行い、報告書は参考資料として提出すること。

消防用設備一覽

別紙

設 備 施設名		自動火災報知設備							誘導灯 (台)	誘導標識 (枚)	消火器 点検 (本)	消火器 蓄圧式 更新 (本)		
		受信機 (台)			熱感知器 (台)		煙感知器 (台)	音響装置 (台)						発信機 (台)
		P型2級 3回線	P型2級 5回線	P型1級 10回線	差動式 ｽﾌﾟｯﾄ型	定温 ｽﾌﾟｯﾄ型	光電式 ｽﾌﾟｯﾄ型							
明石川浄水場	本館 (管理棟)		1		46	5	3	3	3	7		23	10型	6
	導水ホﾞﾝﾌﾞ棟		1		5			3	2	11		2		
	高度処理棟									10		2		
	倉庫控室棟		1		6	2		2	2	3		3		
	東部送水ホﾞﾝﾌﾞ棟	1						2	2	8		5		
	小計	1	3		57	7	33	10	9	39		35		6
鳥羽浄水場	事務所棟 (管理棟)			1	25	4	30	4	4	40	1	15	10型	4
	屋外発電機											5		
	排水処理棟			1	33	1	5	4	2	9		13	4型 10型	4 1
	高度浄水処理棟		1			1	11	3	2	9		7		
	小計		1	2	58	6	46	11	8	58	1	40		9
魚住浄水場	1						2	2	2	23	7	28	4型 10型	2 3
東部配水場			1				10	5	5		1	9	10型	2
中部配水場												4		
西部配水場		1				3	13	1	1	5		10	10型	2
野々池北・南ホﾞﾝﾌﾞ場												5	10型	1
亀池西・東ホﾞﾝﾌﾞ場												2		
合計	2	5	3	115	16	104	29	25	125	9	133		25	

業務委託一般仕様書

- 1 本仕様書は、明石市上下水道局水道室が委託する業務委託に適用する。
- 2 委託概要
 - (1) 委託名： 特記仕様書による。
 - (2) 委託場所： 明石市 上下水道局
- 3 計画協議
 - (1) 業務の履行に当たって実施する計画協議は業務着手前に必ず行うものとする。
- 4 業務計画書の提出
 - (1) 業務の履行に当たり、業務計画書を提出しなければならない。但し、本市係員が必要でないとした場合は、このかぎりではない。
 - (2) 業務計画書には、業務体制・作業計画・連絡体制等を記載し、契約締結後1週間以内に提出すること。
 - (3) 業務計画書の内容が追加変更になる場合は、その都度提出しなければならない。
- 5 一般事項
 - (1) 法令、条例等の遵守；本委託に関係する法令、条例等はこれを遵守し、必要な届け出、手続き等は予め本市係員と協議の上、受託者がこれを代行するものとし、その費用は受託者が負担する。
 - (2) 疑義；本仕様書・設計について、また業務委託実施中に疑義が生じた場合は本市係員と協議し、その指示に従うこと。
- 6 業務管理
 - (1) 業務委託遂行中は現場代理人及び業務責任者は常に委託現場に常駐し、本市係員の指示を受け、現場作業員等の指導等業務委託に関する一切の事項を処理すること。
 - (2) 本業務委託進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の配置等をおこなうこと。
- 7 損傷部補修
 - (1) 本業務委託遂行に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意するとともに若し、損傷した場合は本市係員の指示に従い、同程度以上の資材等をもって速やかに原形復旧をすること。
- 8 災害防止
 - (1) 本業務委託遂行にあたっては、現場作業員等の安全災害防止対策に安全を期するほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に従うこと。
 - (2) 交通整理等保安要員の配置については、本市係員の指示により安全対策を行うこと。
- 9 提出書類
 - (1) 受託者は、下記の書類等を契約締結後1週間以内に提出すること。但し、本市係員が必要でないとした場合は、このかぎりではない。

① 着手届	1部	A4版
② 工程表	1部	A4版
③ 内訳書	1部	A4版
④ 現場代理人届及業務責任者届	1部	A4版
⑤ 経歴書	1部	A4版
⑥ 有資格一覧表	1部	A4版

(2) 全委託業務完了後、下記の書類等を提出すること。但し、本市係員が必要でないとした場合は、このかぎりではない。

- | | | |
|----------------|----|----------------------|
| ① 報告書 | 2部 | A4版（通常点検時1部、最終報告時1部） |
| ② 写真（又はカラーコピー） | 1部 | A4版（最終報告時） |
| ③ カラーコピー | 1部 | A4版（通常点検時） |
| ④ 完了届 | 1部 | A4版 |
| ⑤ 機器別保全費報告書 | 1部 | 本市指定様式 |

※ 上記提出写真（又はカラーコピー）は担当者との協議の上、決定のこと。

※ 機器別保全費報告書については、本業務において点検・補修を実施する全ての機器に対して、その費用（諸経費含む）を算出し、提出すること。

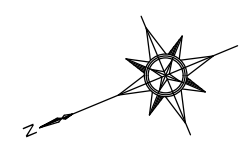
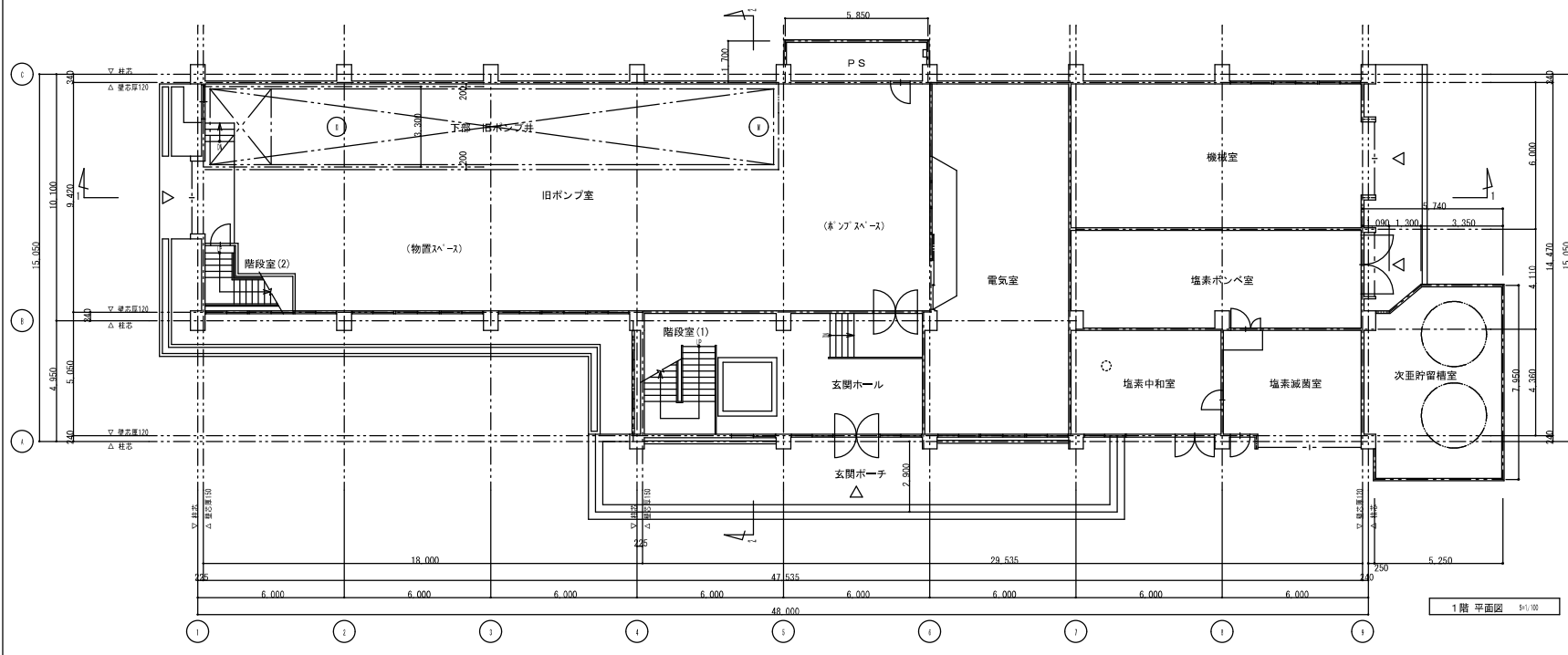
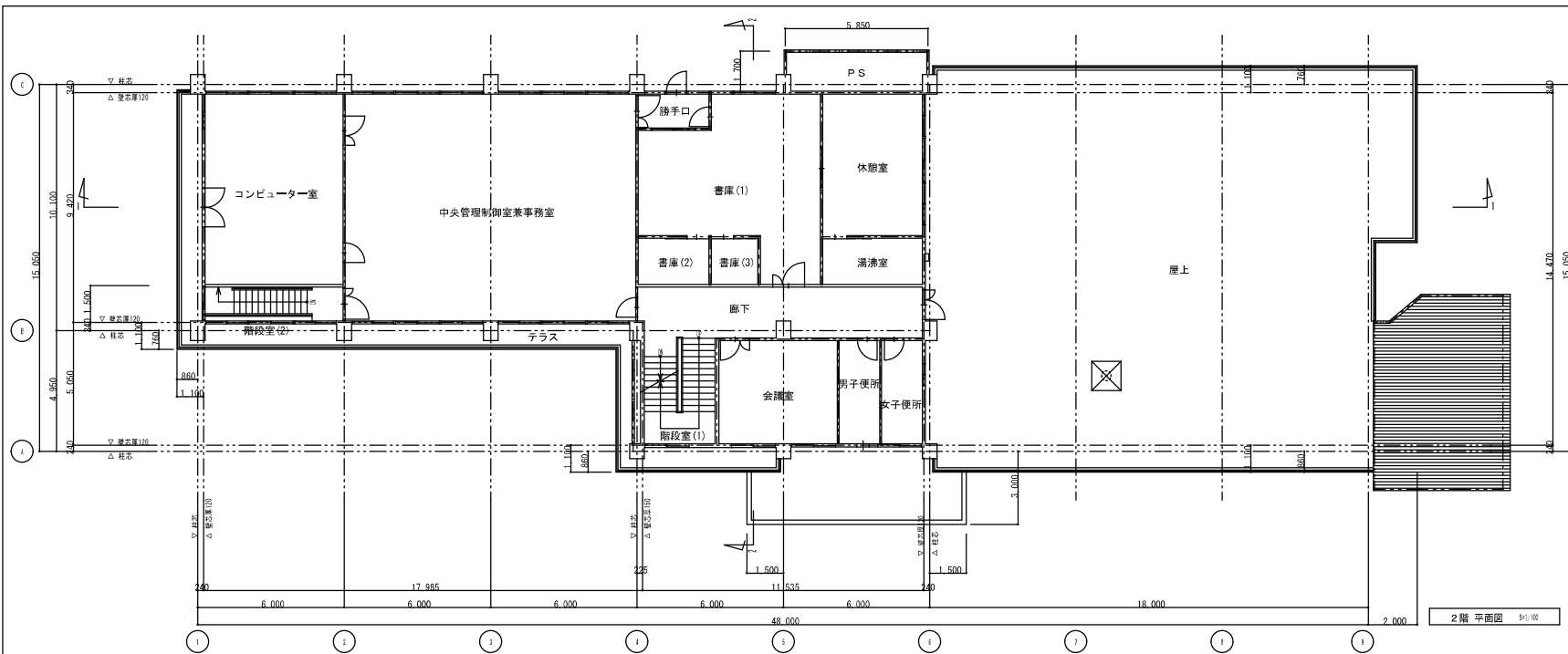
10 産業廃棄物処理

- (1) 本委託業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。
- (2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受託者が負担するものとする。
- (3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、兵庫県産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
- (4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から90日以内、もしくは当該年度3月31日までの内、短い期間の方で排出事業者当該管理票の写しを送付しなければならない。
- (5) 潤滑油脂・薬品等の処理に際し、製品安全データシート「MSDS」を提出すること。

11 その他

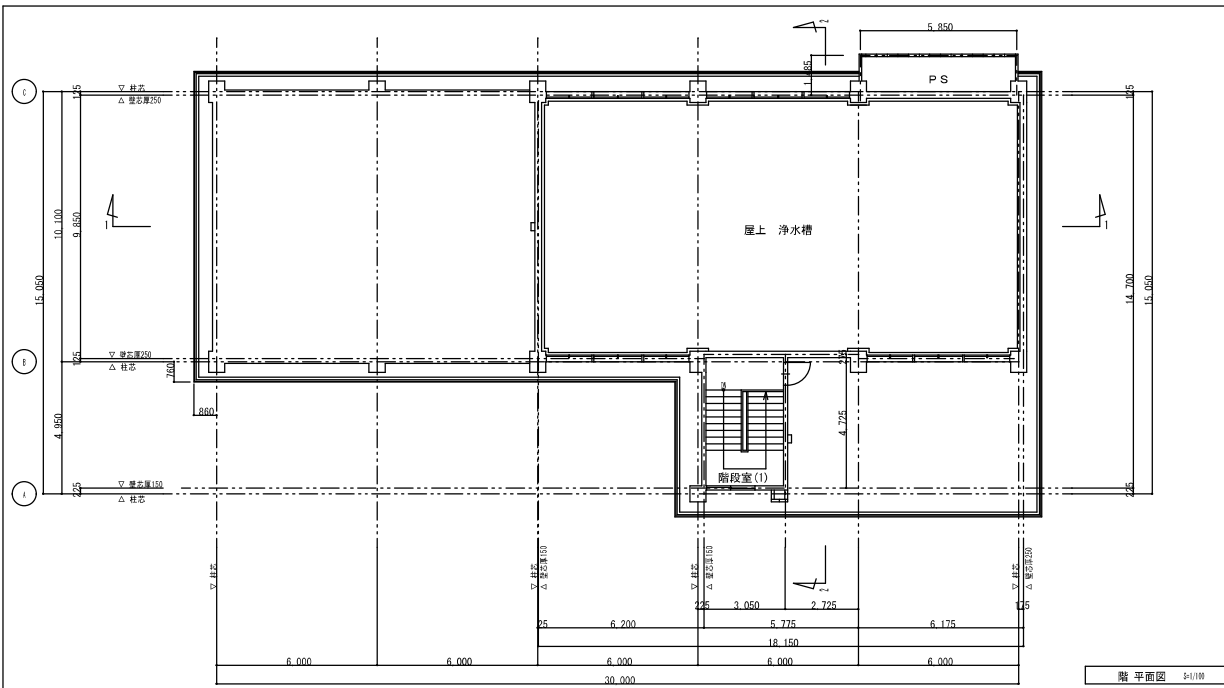
- (1) 本業務委託に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
 - (2) 本業務委託完了に際し、本市係員の指示に従い、整理整頓・跡片付け等の清掃をおこなうこと。
 - (3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- ※ 平成13(2001)年3月5日付け 明環政号外による。

以上のとおり本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務委託の性質上必要と思われるものについては、設計図書に明示されていない事項であっても、契約金額の範囲内に限り受託者はその責任において遂行しなければならない。

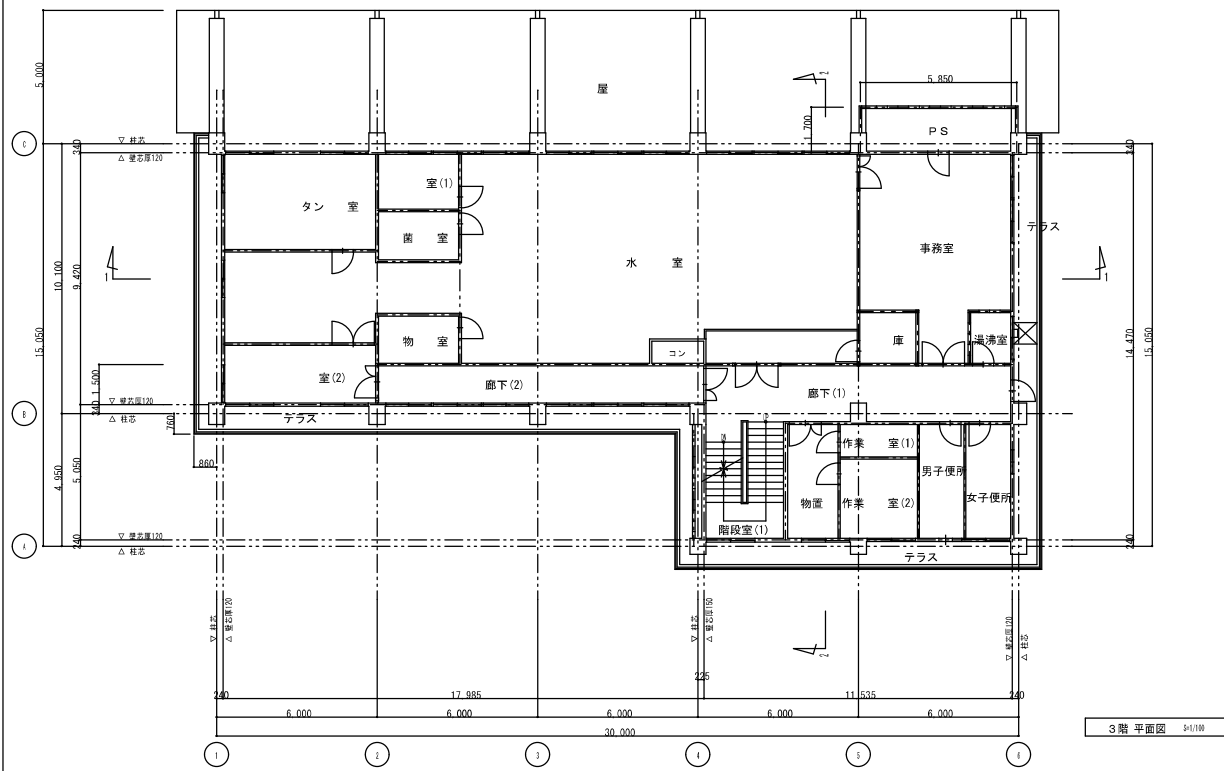


明石川浄水場 管理棟

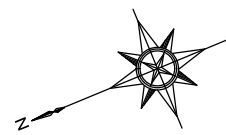
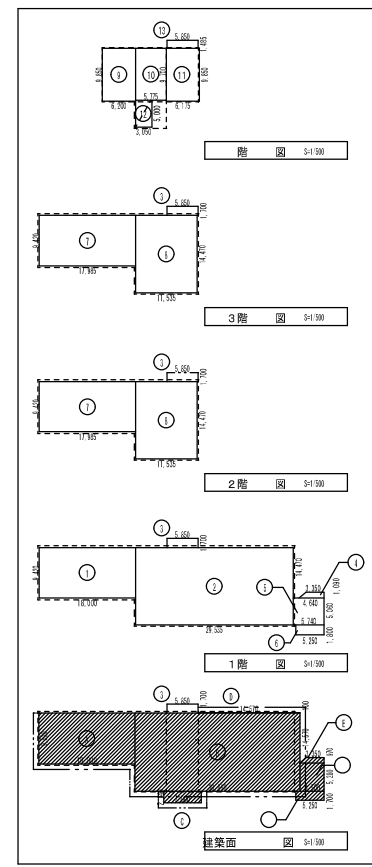
年月日			
年月日	明石川浄水場 耐震診断業務委託		
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	処理区	
図面名称	管理棟 平面図 1	場所	明石川浄水場
図面番号	25 / 85	施設	管理棟
縮尺	1/100	設置	
		工種	土木・建築
		原因管理	
		上下水道局	
		TEL 078-918-5088	



2階平面図 S-1109



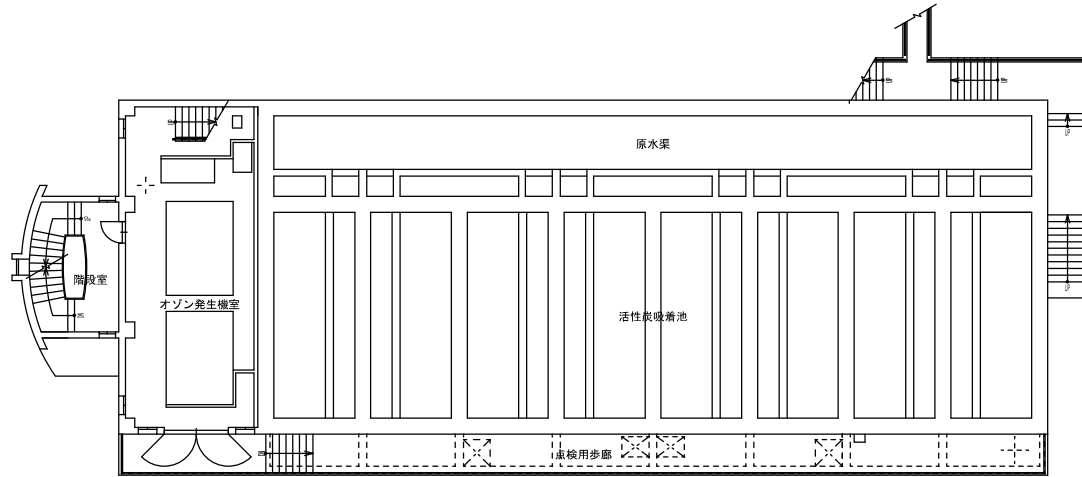
3階平面図 S-1109



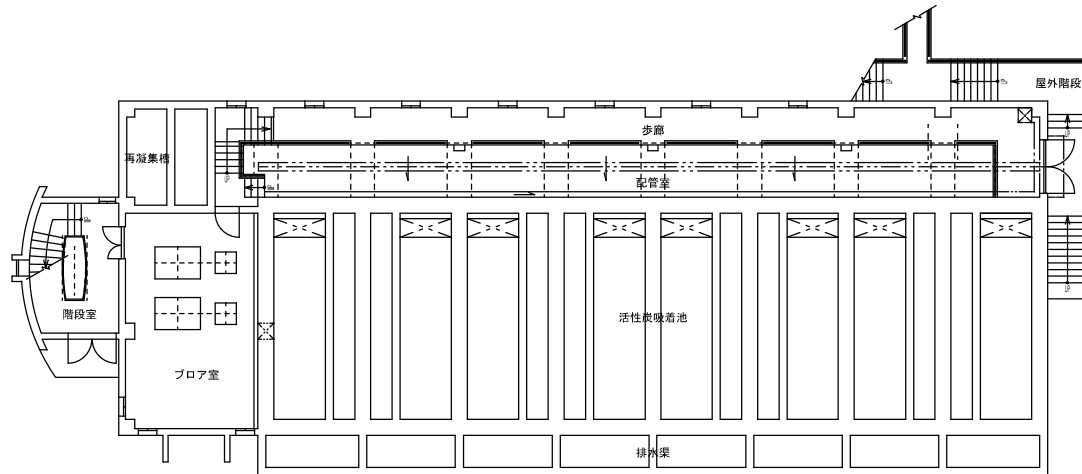
明石川浄水場
管理棟

計		
○	18 00 9 42	168 58
○	23 535 14 47	427 37
○	5 45 1 70	9 65
○	(1.3 35 4 64) 1 09 2	4 28
○	5 740 3 060	29 05
○	5 280 1 400	9 45
○	17 865 5 420	168 42
○	11 535 74 42	168 91
○	6 30 9 85	61 07
○	5 775 3 70	56 02
○	6 175 9 45	60 82
○	3 05 5 00	15 25
○	5 85 1 445	8 69
○	18 00 9 52	171 58
○	24 88 14 57	449 53
○	7 00 2 14	14 98
○	14 57 0 10	1 46
○	(1.3 35 4 60) 0 97 2	3 81
○	4 50 5 28	22 79
○	5 25 1 70	8 52
1階面	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	549 74
2階面	⑦ ⑧ ⑨	246 23
3階面	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭	246 23
南面	⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	201 85
面		1,544 15
建築面		663 66

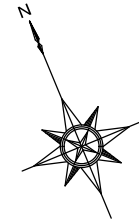
年月日			
年月日	明石川浄水場 耐震診断業務委託		
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	処理区	
図面名称	管理棟 平面図2・	場所	明石川浄水場
図面番号	27 / 35	施設	管理棟
縮尺	1/100	設置	
縮尺		工種	土木・建築
明石市上下水道局 施設図面		原因管理	上下水道局 TEL 078-918-5068




中2階 平面図 54/100

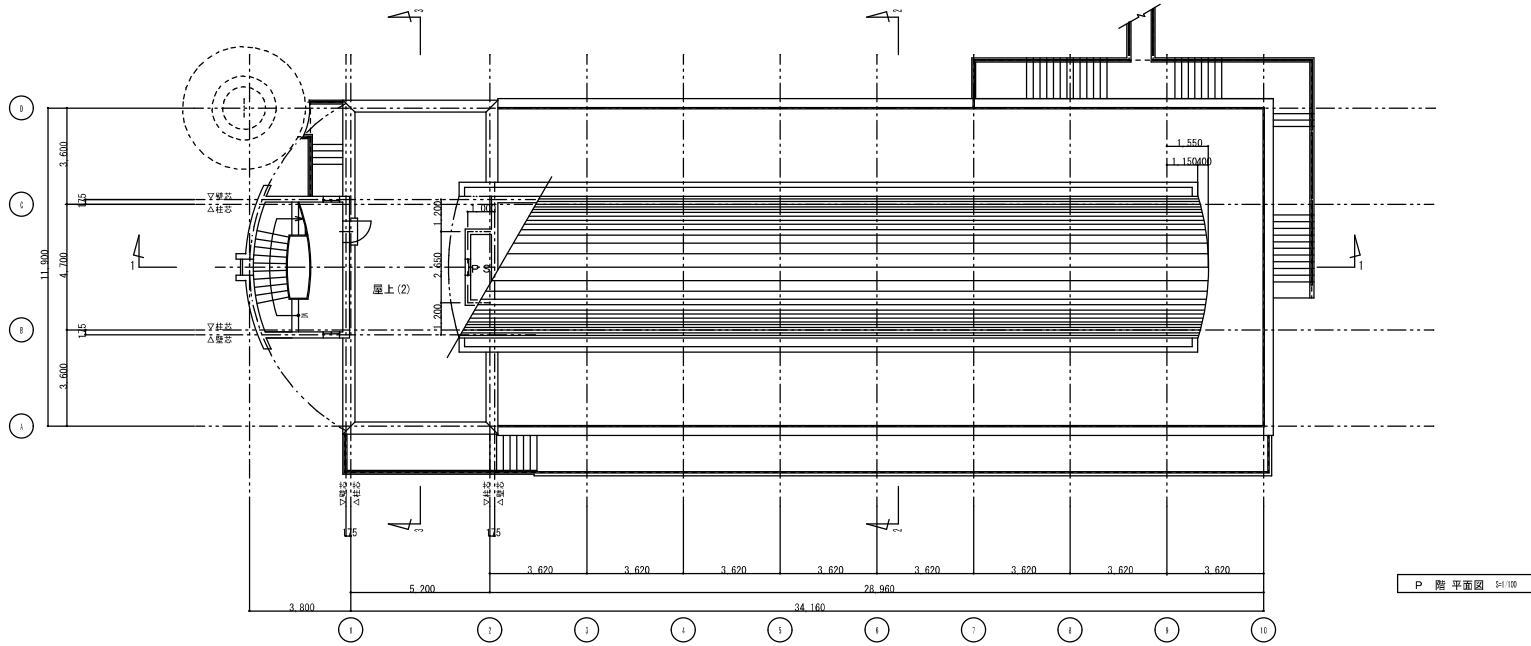


1階 平面図 54/100

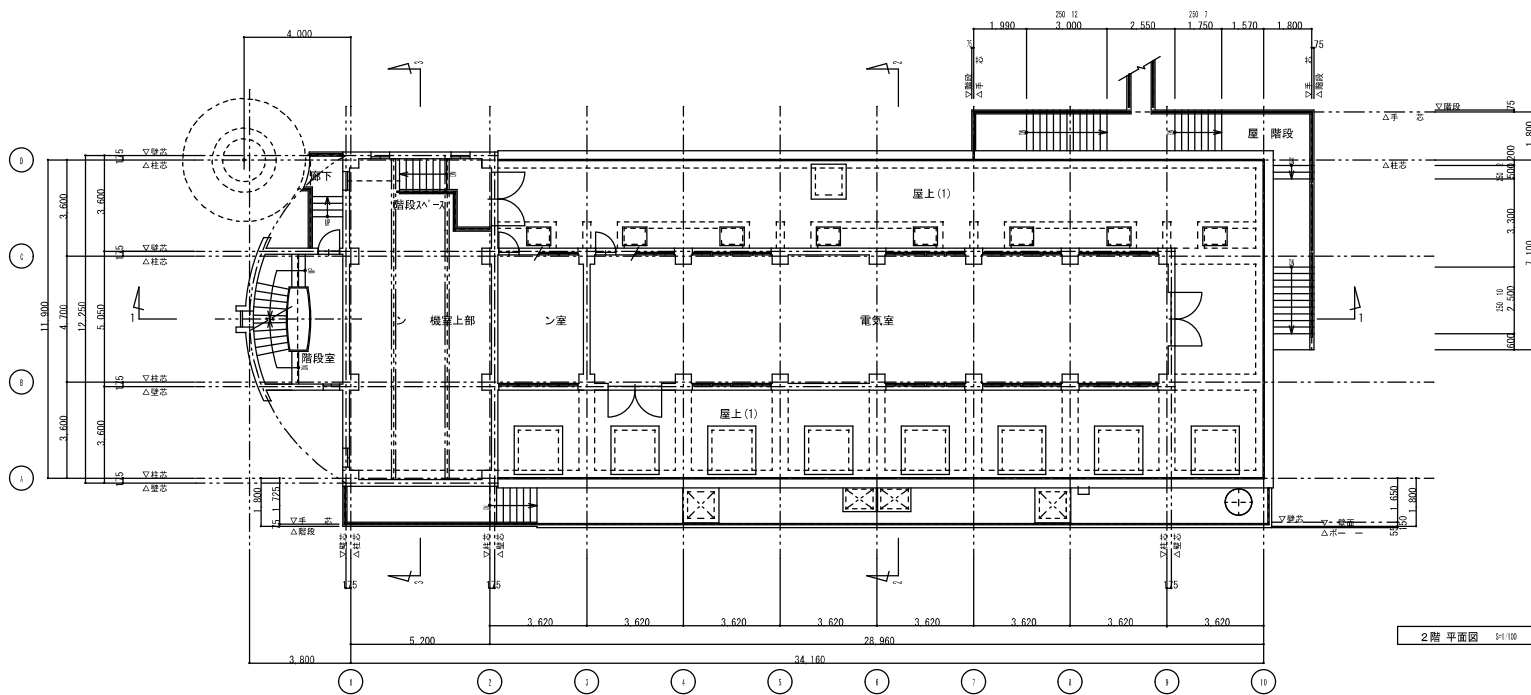


明石川浄水場 高度処理棟

年月日			
年月日	明石川浄水場 耐震診断業務委託		
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	処理区	
図面名称	高度処理棟 1階平面図・中2階平面図	場所	明石川浄水場
図面番号	17 / 85	施設	高度処理棟
縮尺	1/100	設置	
		工種	土木・建築
 明石市上下水道局 施設図面		原図管理	上下水道局 TEL 078-918-5068



P 階平面図 5/1100

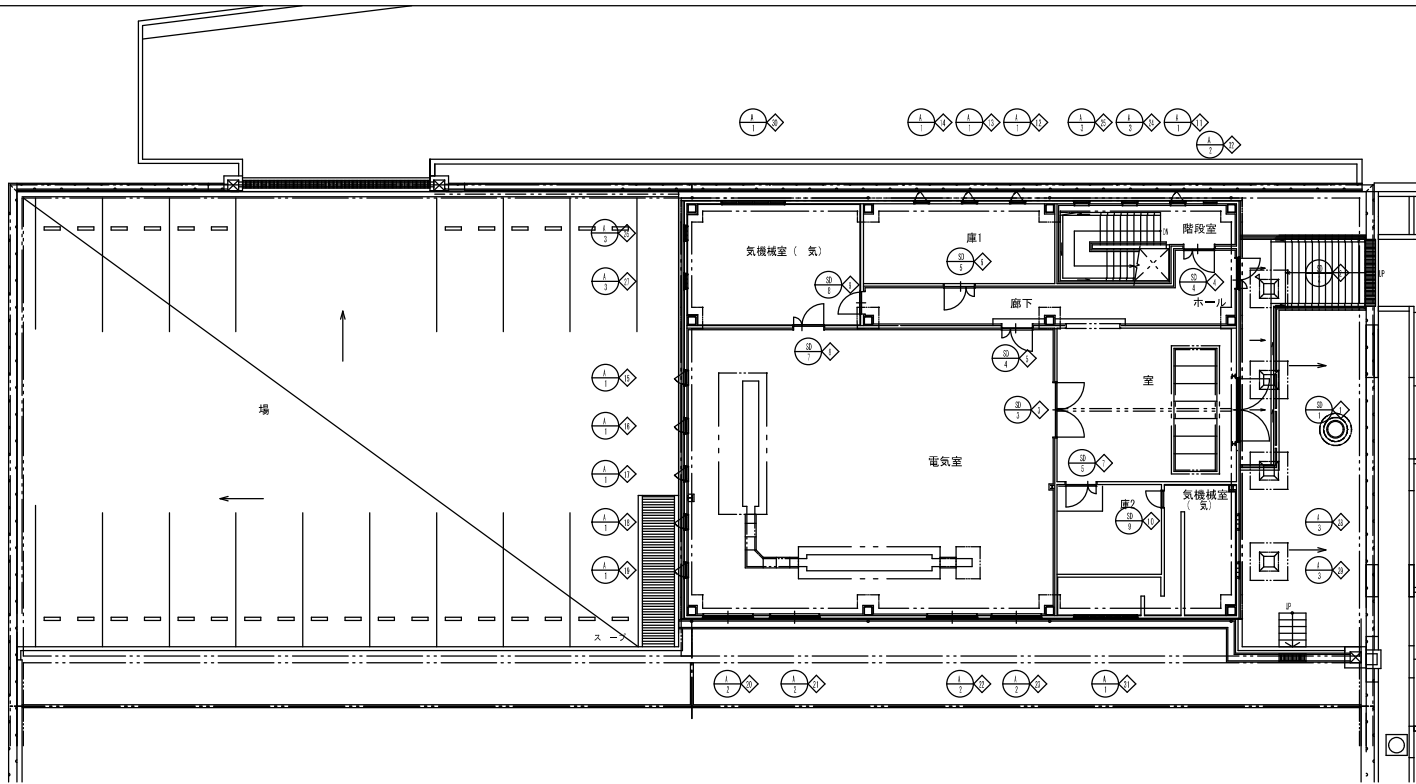


2 階平面図 5/1100

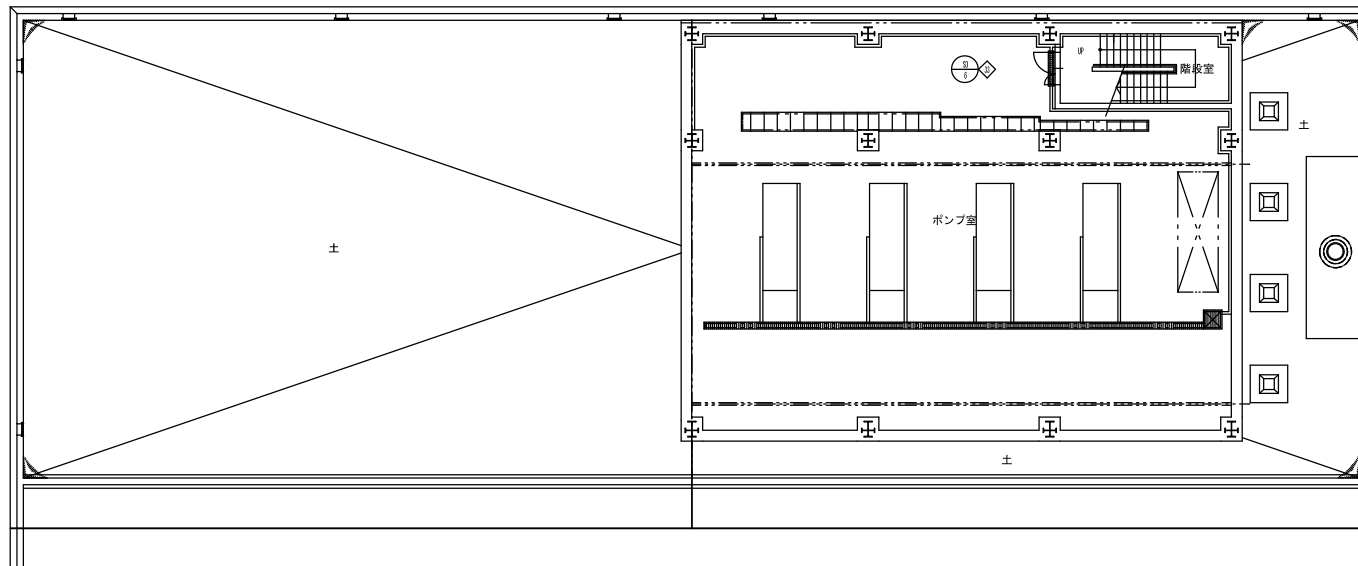


明石川浄水場 高度処理棟

年月日		年月日	明石川浄水場 耐震診断業務委託	
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者	
基準	レベル基準 TP	用途	処理区	
規格	第3角法	場所	明石川浄水場	
図面名称	処理棟 3階平面図・P階平面図	施設	処理棟	
図面番号	18 / 85	設置		
縮尺	1/100	工種	土木・建築	
明石川上下水道局 施設図面		原因管理	上下水道局 TEL 078-918-5068	



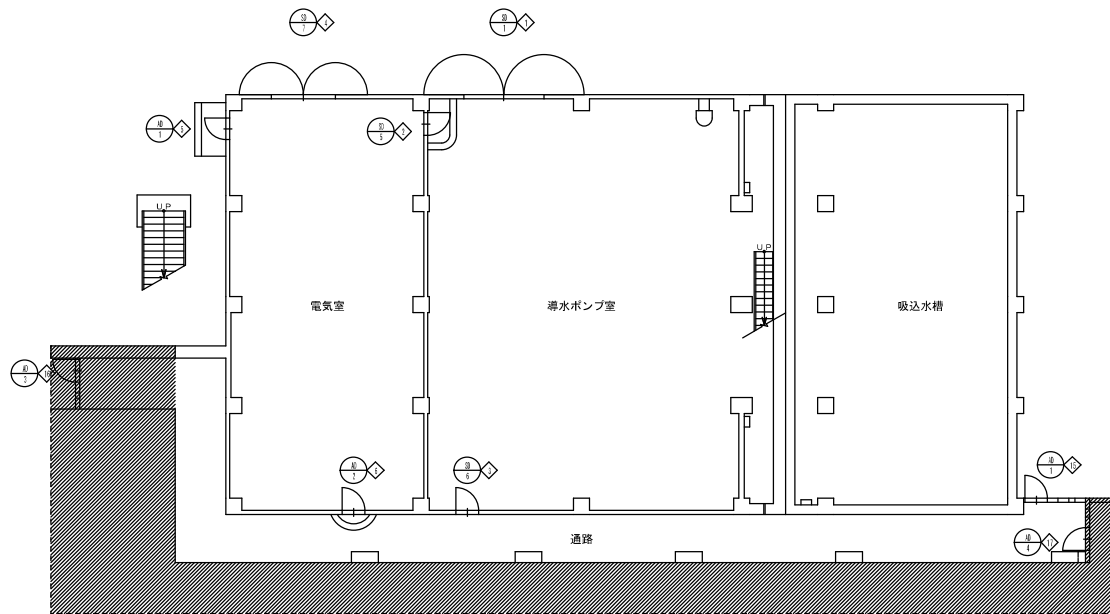
1階建 置図 5:1/100



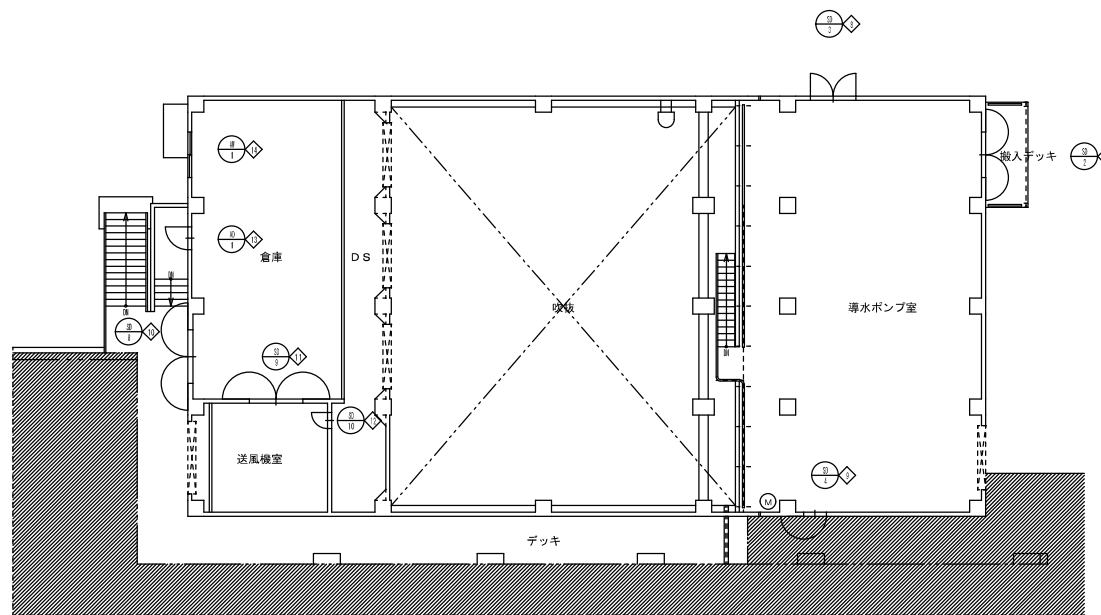
2階建 置図 5:1/100

明石川浄水場 送水ポンプ棟

年月日			
年月日	明石川浄水場 耐震診断業務委託		
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	処理区	
図面名称	水ポンプ棟 建 置図	場所	明石川浄水場
図面番号	55 / 85	施設	水ポンプ棟
縮尺	1/100	設置	
		工種	土木・建築
明石市上下水道局 施設図面		原因管理	上下水道局 TEL 078-918-5068



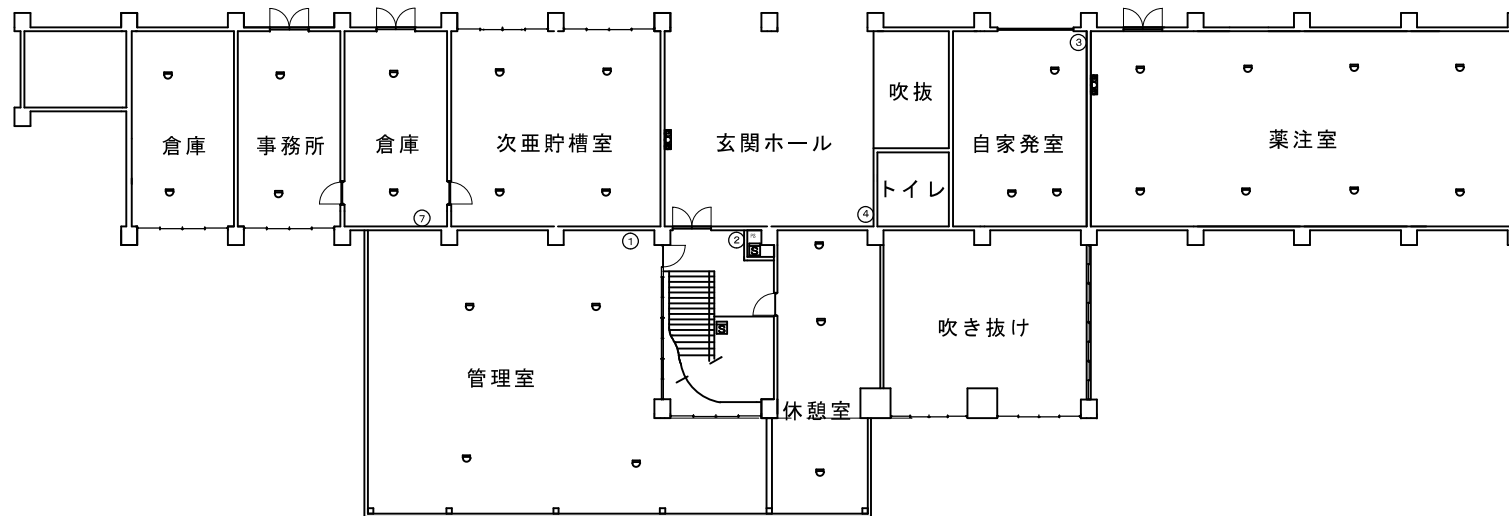
1階 建具配置図 9/100



2階 建具配置図 9/100

明石川浄水場 導水ポンプ棟

年月日			
年月日	明石川浄水場 耐震診断業務委託		
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規程	第3角法	処理区	
図面名称	導水ポンプ棟 建具配置図	場所	明石川浄水場
図面番号	45 / 85	施設	導水ポンプ棟
縮尺	1/100	設置	
		工種	土木・建築
		原因管理	
			上下水道局 TEL 078-918-5068

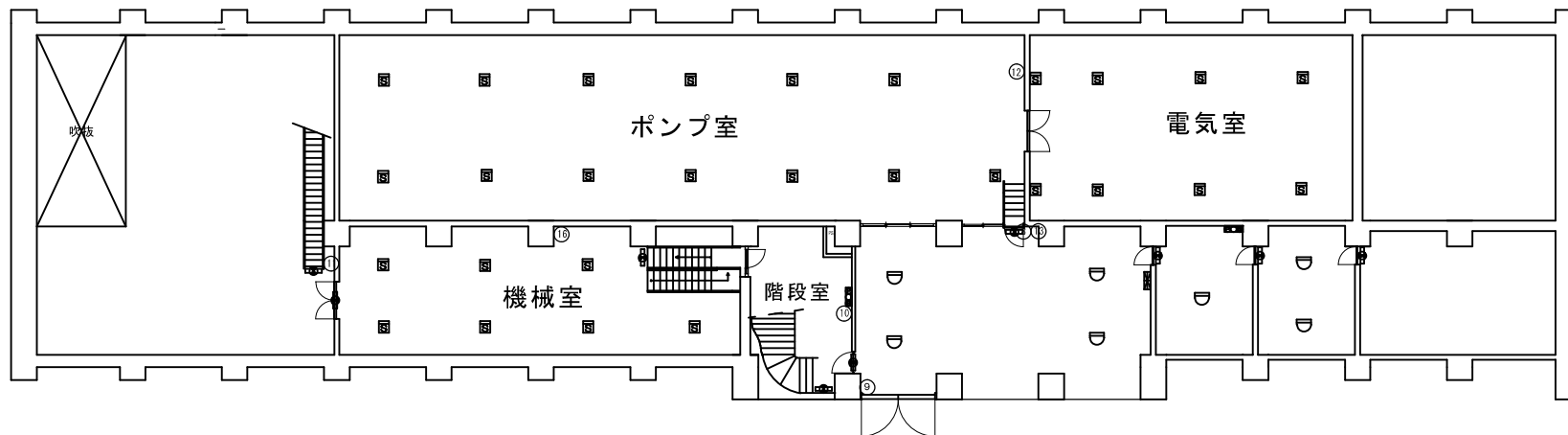


1階平面図

- ⓑ 電鈴
- ⓐ P型2級発信機
- 表示灯
- Ⓧ P型1級受信機
- ☐ 差動式スポット型熱感知器2種
- Ⓢ イオン化式煙感知器2種非蓄積型
- 消火栓
- Ⓧ 誘導灯

鳥羽浄水場 管理棟

図番		着工番号	
工事名	鳥羽浄水場 消防用設備等点検業務委託		
図種			
場所	明石市鳥羽1506-1 (鳥羽浄水場内)		
縮尺	1/100		
制作日	平成 27 年 4 月		
設計者		製図者	

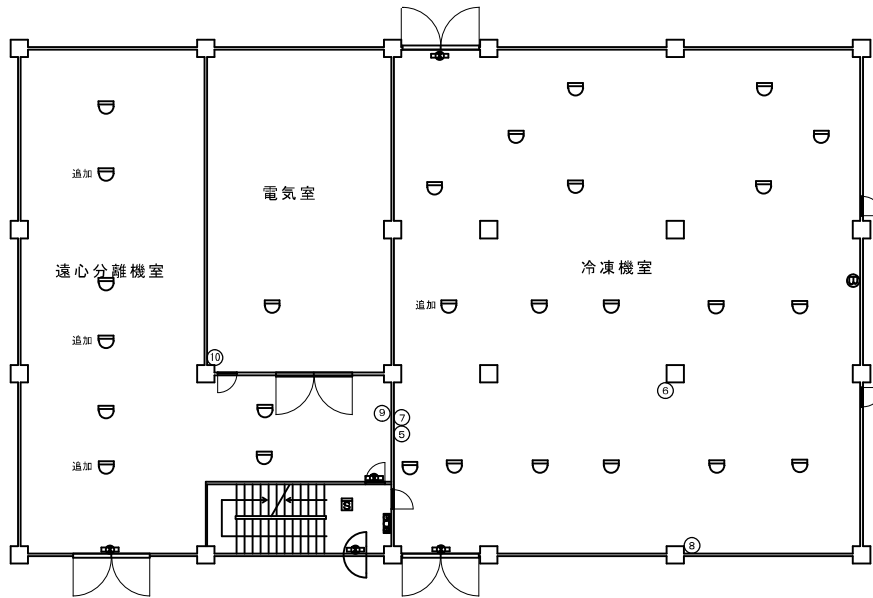


地階平面図

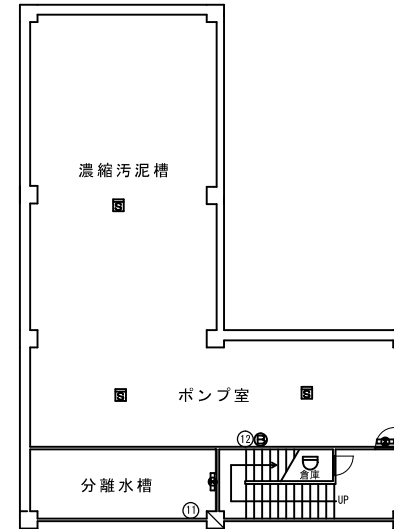
- ⓑ 電鈴
- ⓐ P型 2 級発信機
- 表示灯
- ⓧ P型 1 級受信機
- ☪ 差動式スポット型熱感知器 2 種
- ☒ イオン化式煙感知器 2 種非蓄積型
- 消火栓
- Ⓧ 誘導灯

鳥羽浄水場 管理棟

図番		着工番号	
工事名	鳥羽浄水場 消防用設備等点検業務委託		
図種			
場所	明石市鳥羽1506-1 (鳥羽浄水場内)		
縮尺	1/100		
制作日	平成 27 年 4 月		
設計者		製図者	



1階平面図

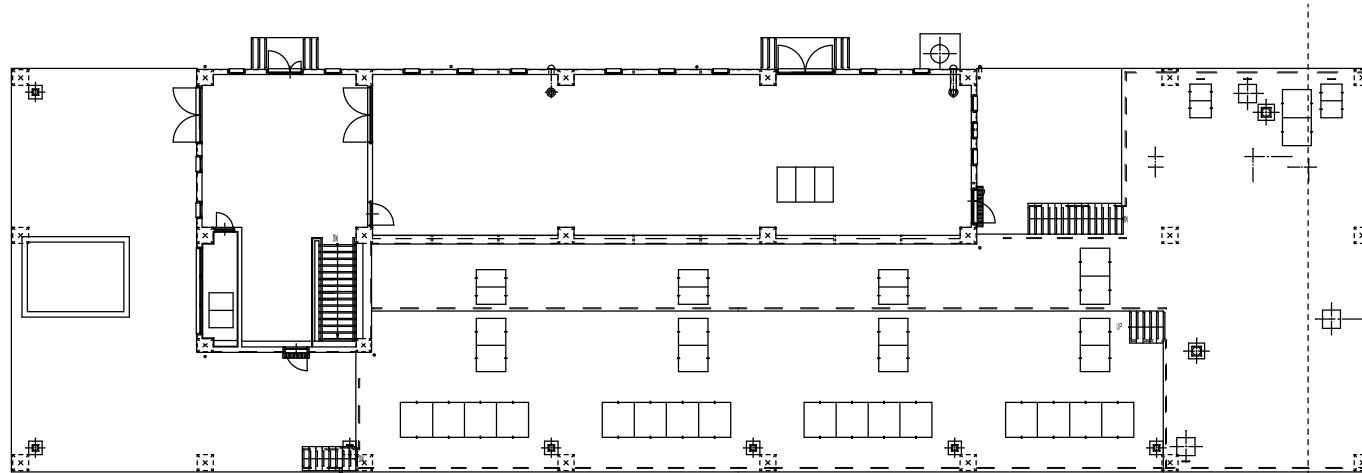


地階平面図

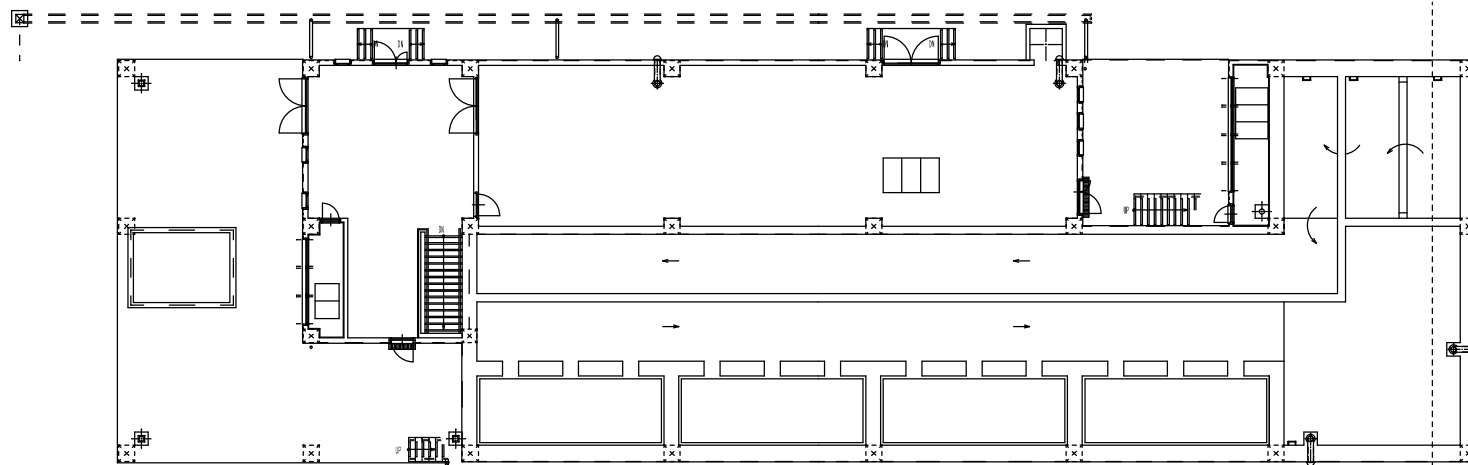
- ⓑ 電鈴
- ⓐ P型2級発信機
- 表示灯
- Ⓧ P型1級受信機
- ☐ 差動式スポット型熱感知器2種
- Ⓢ イオン化式煙感知器2種非蓄積型
- ☑ 誘導灯

鳥羽浄水場 排水処理棟

図番		着工番号	
工事名	鳥羽浄水場 消防用設備等点検業務委託		
図種			
場所	明石市鳥羽1506-1 (鳥羽浄水場内)		
縮尺	1/100		
制作日	平成27年4月		
設計者		製図者	



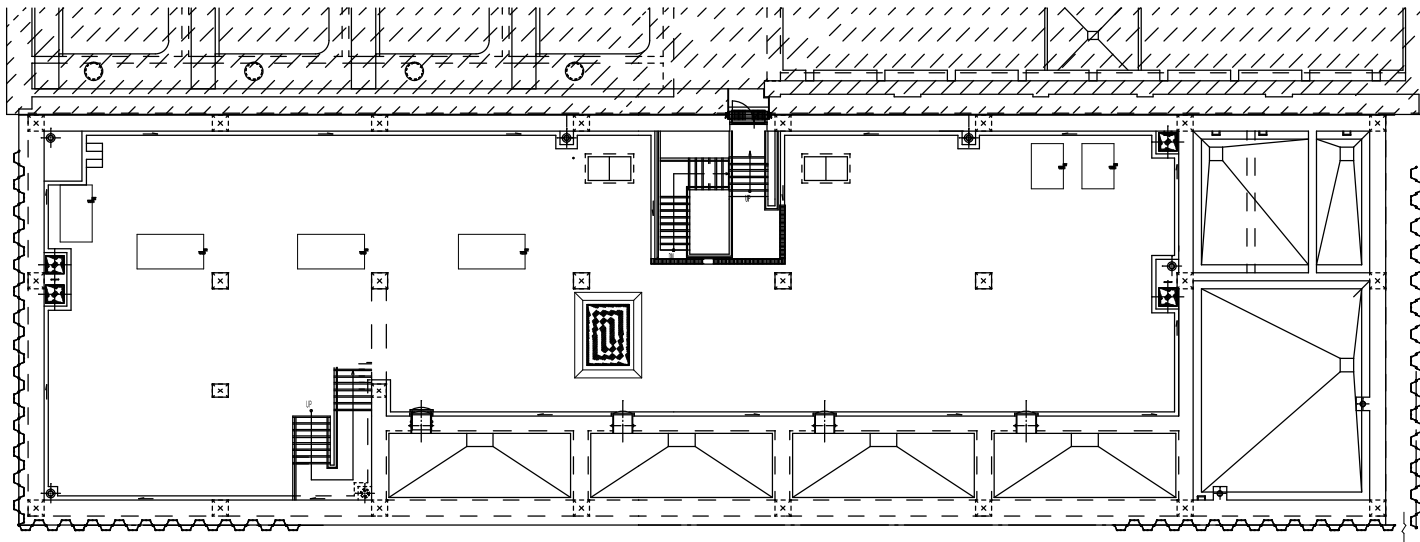
1階平面図 01/100



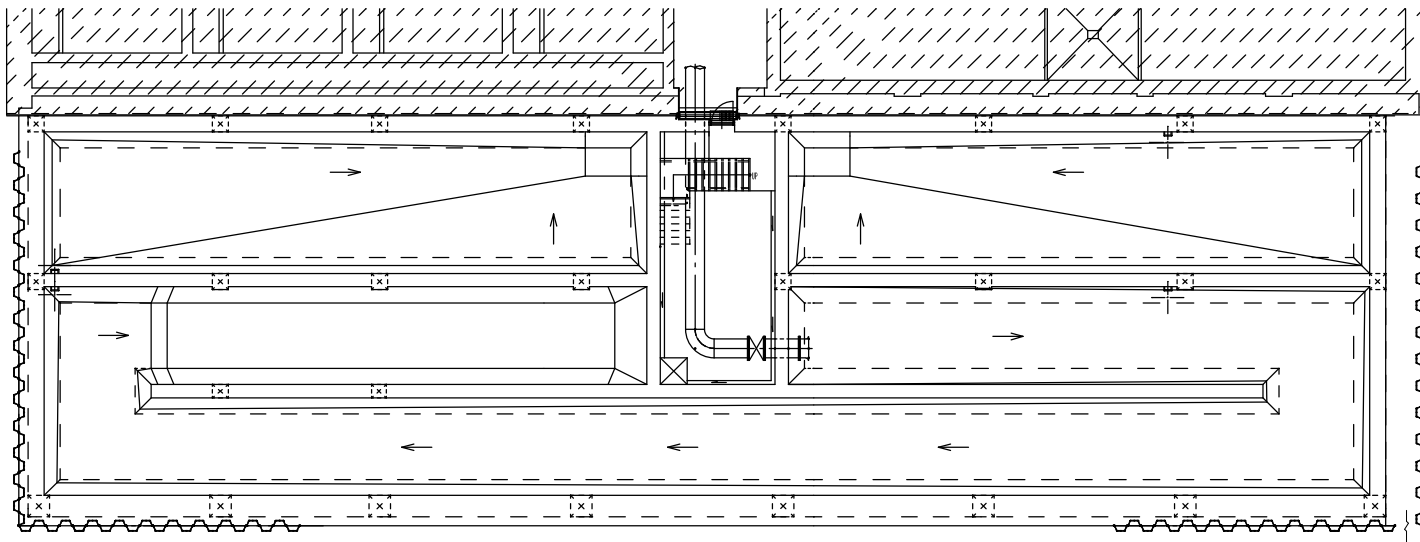
槽上部平面図 01/100

鳥羽浄水場 高度浄水処理棟

図番	工事番号		
工事名	高度浄水処理施設整備工事		
場所	明石市鳥羽1506-1		
図名	槽上部、1階平面図		
作成日	平成 20年 4月 日	縮尺	1:100
明石市上下水道局			



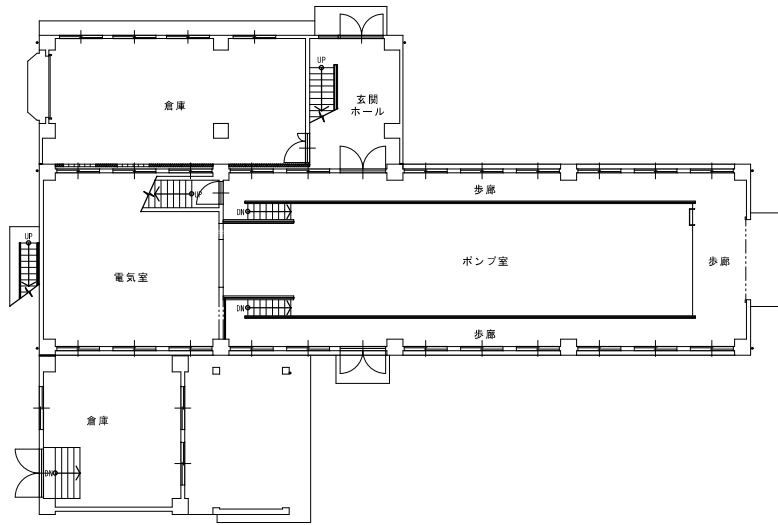
1階平面図 31/03



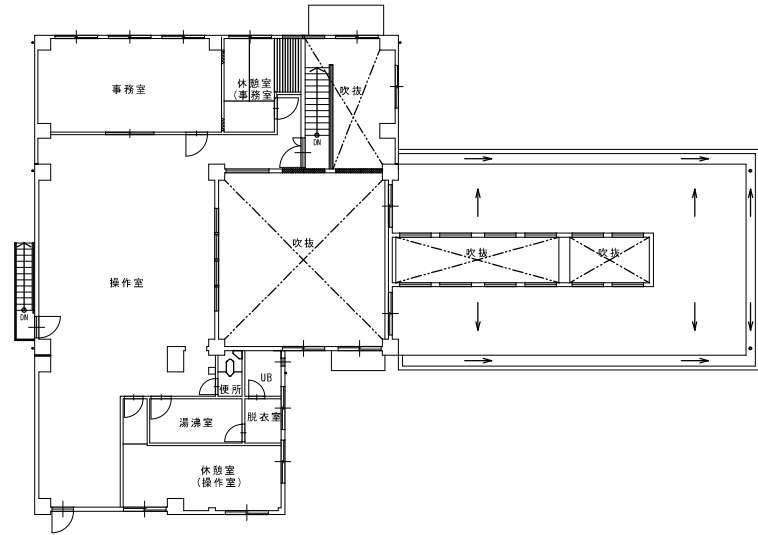
2階平面図 31/03

鳥羽浄水場 高度浄水処理棟

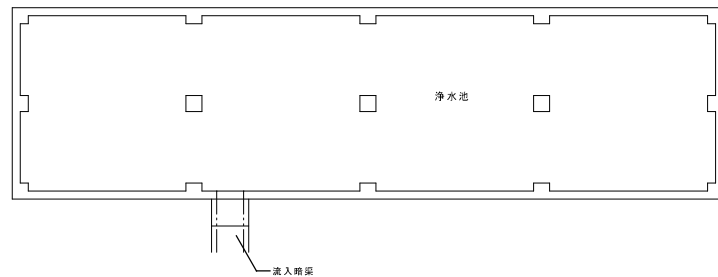
図番	工事番号
工事名	高度浄水処理施設築造工事
場所	明石市鳥羽 1506-1
図名	1,2階平面図
作成日	平成 20年 4月 日 縮尺 1:100
明石市上下水道局	



管理棟 1階 平面図



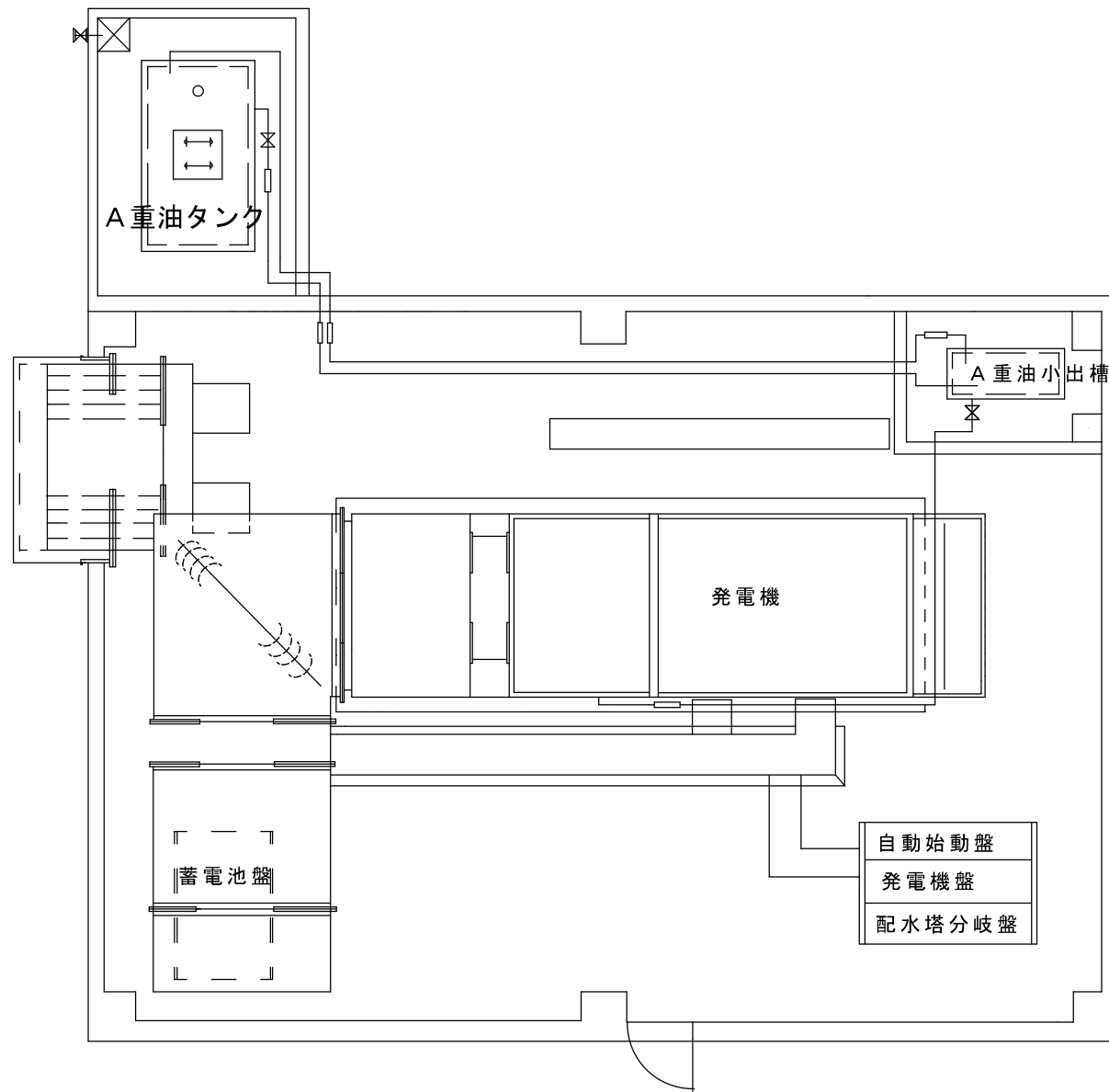
管理棟 2階 平面図



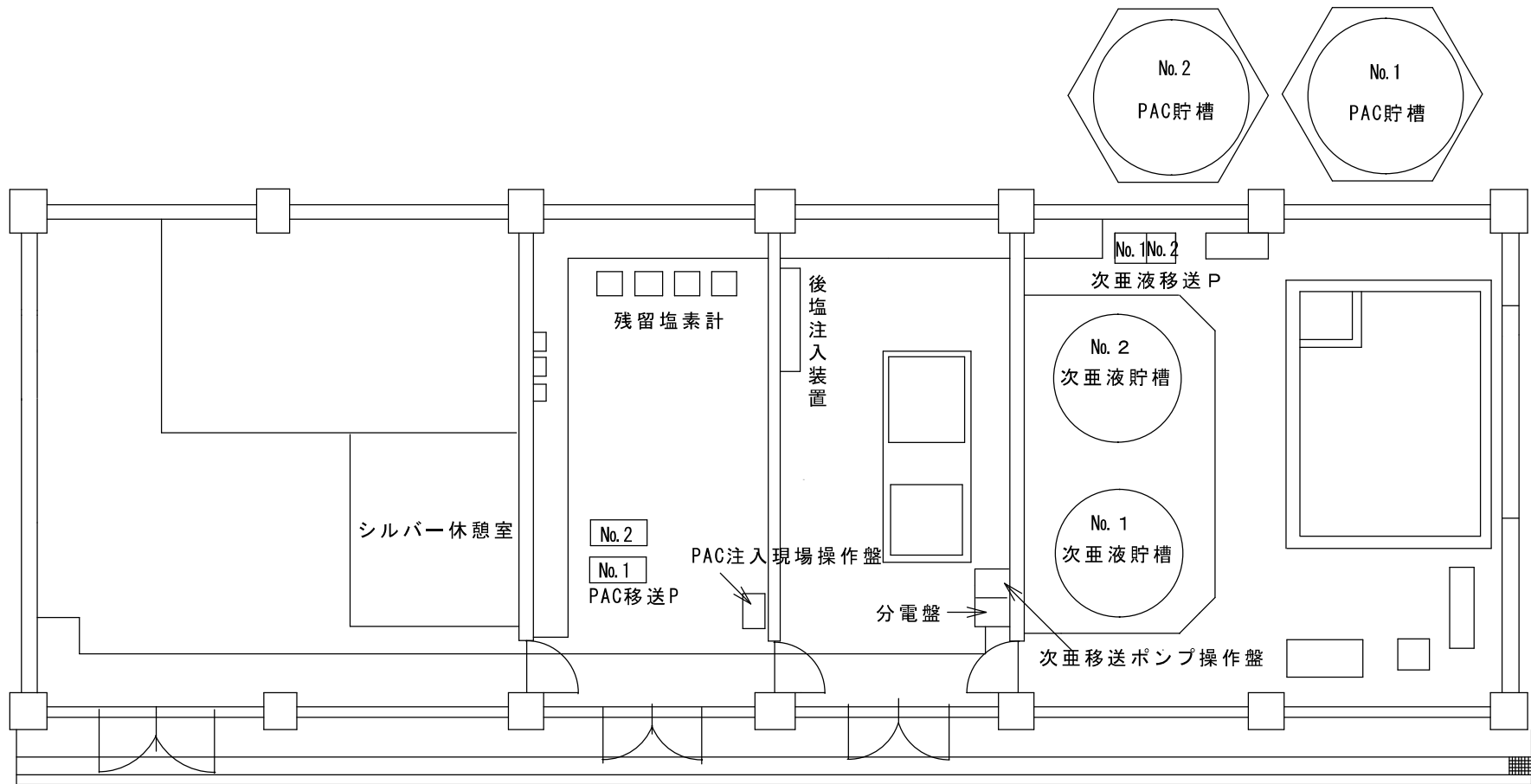
管理棟 地階 平面図

魚住浄水場 管理棟

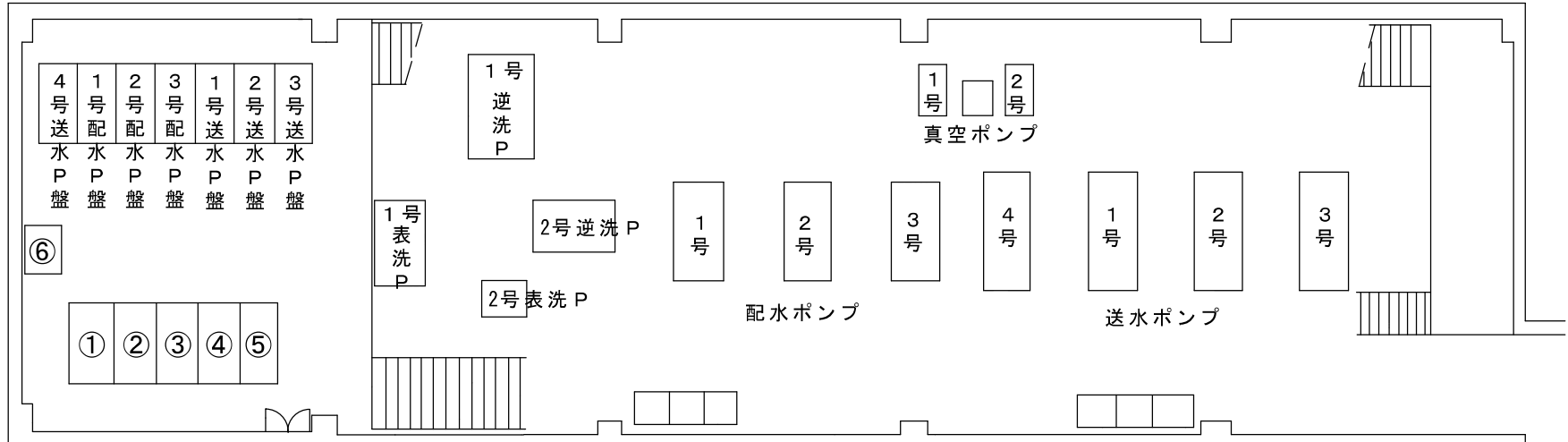
記号	2015年11月1日	平成27年度 魚住浄水場管理棟建築改修工事	作図・設計者
基準規格	レベル基準 T P 第3角法	用途	魚住浄水場
図面名称	管理棟 平面図 1	場所	魚住浄水場
図面番号	2 /	施設	管理棟
縮尺	S = 1 / 100	設備	
		工種	建築
		原図管理	上下水道局
		施設図面	TEL 078-918-5058



魚住浄水場
発電機室



魚住浄水場
薬注室

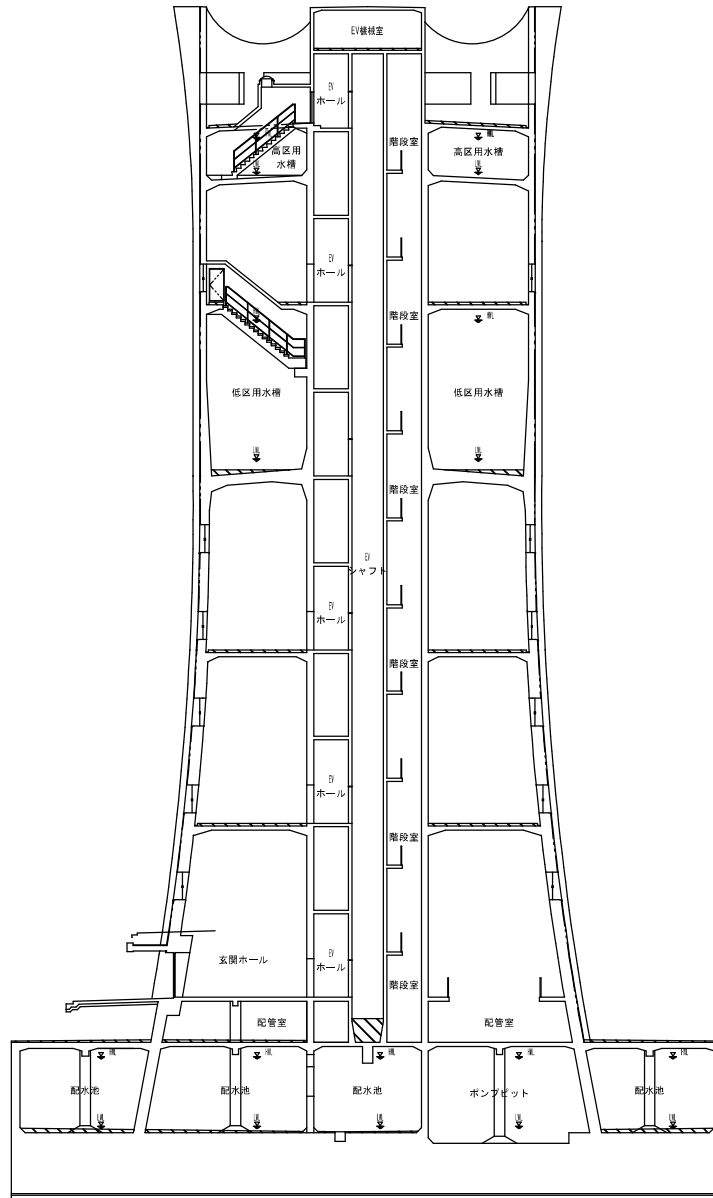


①	主幹盤
②	500KVA・150KVA 1次盤
③	低圧動力電灯盤
④	低圧動力盤
⑤	直流電源
⑥	500KVA変圧器二次盤

1号表洗ポンプ盤
 1号逆洗ポンプ盤
 2号逆洗・表洗ポンプ盤

送水ポンプ現場盤
 継電器盤
 配水ポンプ現場盤

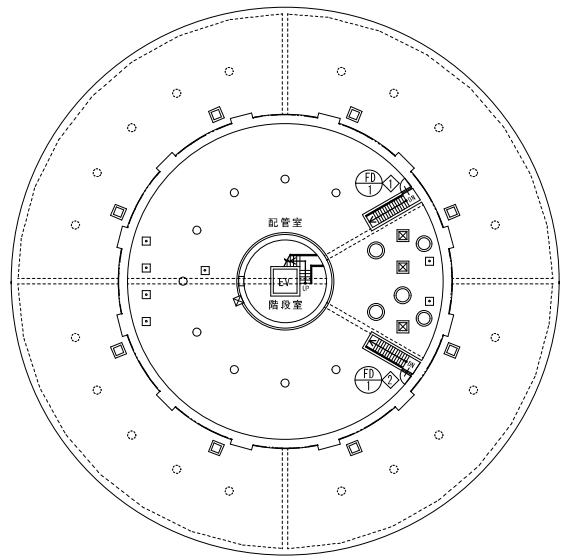
魚住浄水場
 第2ポンプ室



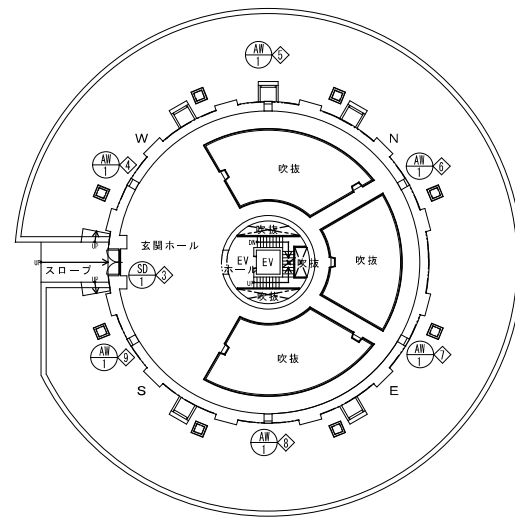
配水塔 1-1 断面図 3/1/200

魚住浄水場 配水塔

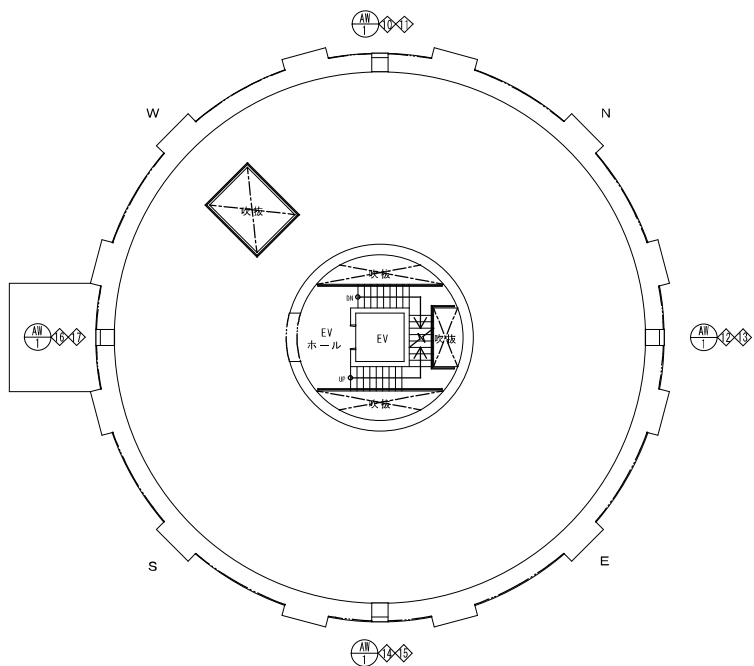
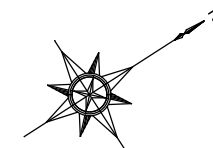
年月日			
年月日			
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 TP	用途	
規格	第3角法	処理区	
図面名称	配水塔 断面図	場所	魚住浄水場
図面番号	71 / 82	施設	配水塔
縮尺	1/200	設置	
		工種	土木
明石市上下水道局 施設図面		原図管理 上下水道局 TEL 078-918-5068	



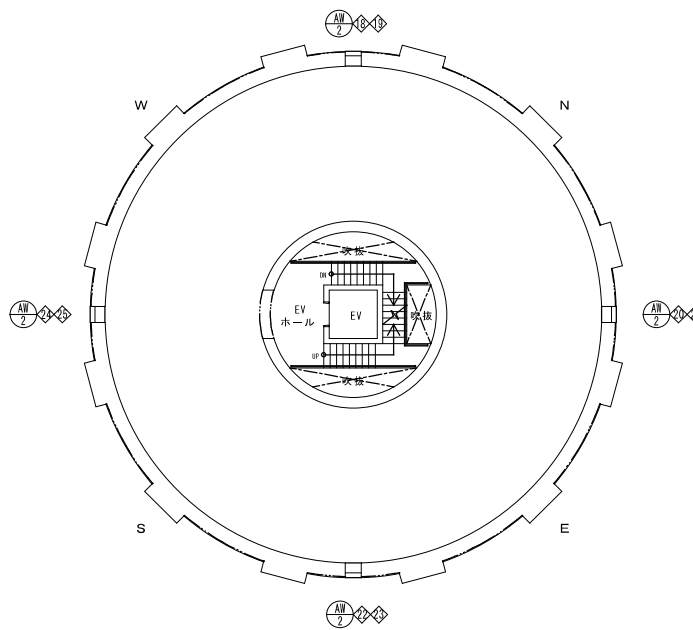
地下1階建具配置図 S=1/200



1階建具配置図 S=1/200



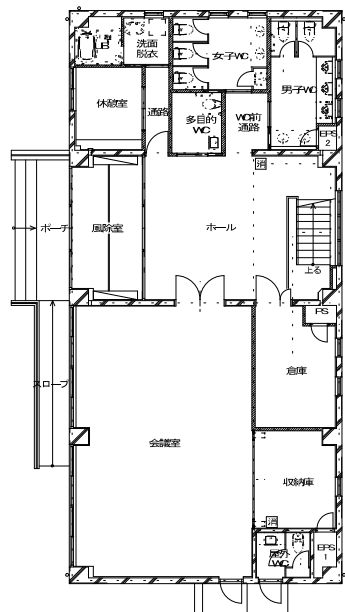
2階建具配置図 S=1/100



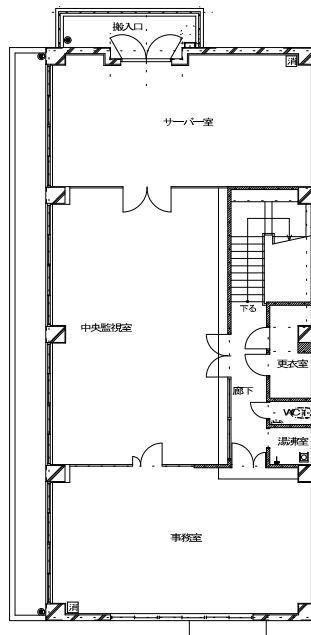
3階建具配置図 S=1/100

魚住浄水場 配水塔

2016年11月1日	平成28年度 魚住浄水場配水塔外壁緑化改修工事		
記号	西暦 年月日	記 事	作図・設計者
基準	レベル基準 T.P	用途	
規格	第3角法	管 轄	魚住浄水場
図面名称	配水塔 建具配置図(1)		場 所 魚住浄水場
図面番号	2 /	施 設	配水塔
縮尺	S=1/100, 1/200	設 計	
		工 種	建 築
		底 図 管 理	
		明石市上下水道局	施設図面
			上下水道局
			TEL 078-918-5068




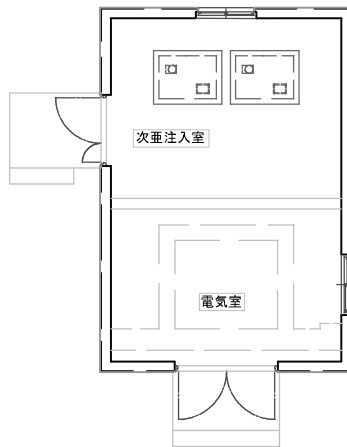
1 階平面図



2 階平面図

魚住浄水場 新管理棟

		魚住浄水場 新管理棟 新築(建築)工事	
記号	2023年3月30日	記 事	作図・設計者
基準規格	レベル基準 TP 第3角法	用途	
図面名称	1階・2階平面図 屋根伏図 面積算定	管轄	魚住浄水場
図面番号	12	場所	魚住浄水場
縮尺	1 / 100・1/200	施設	
		設備	
		工種	建築
 明石市上下水道局 施設図面		原図管理	上下水道局 TEL 078-918-5088

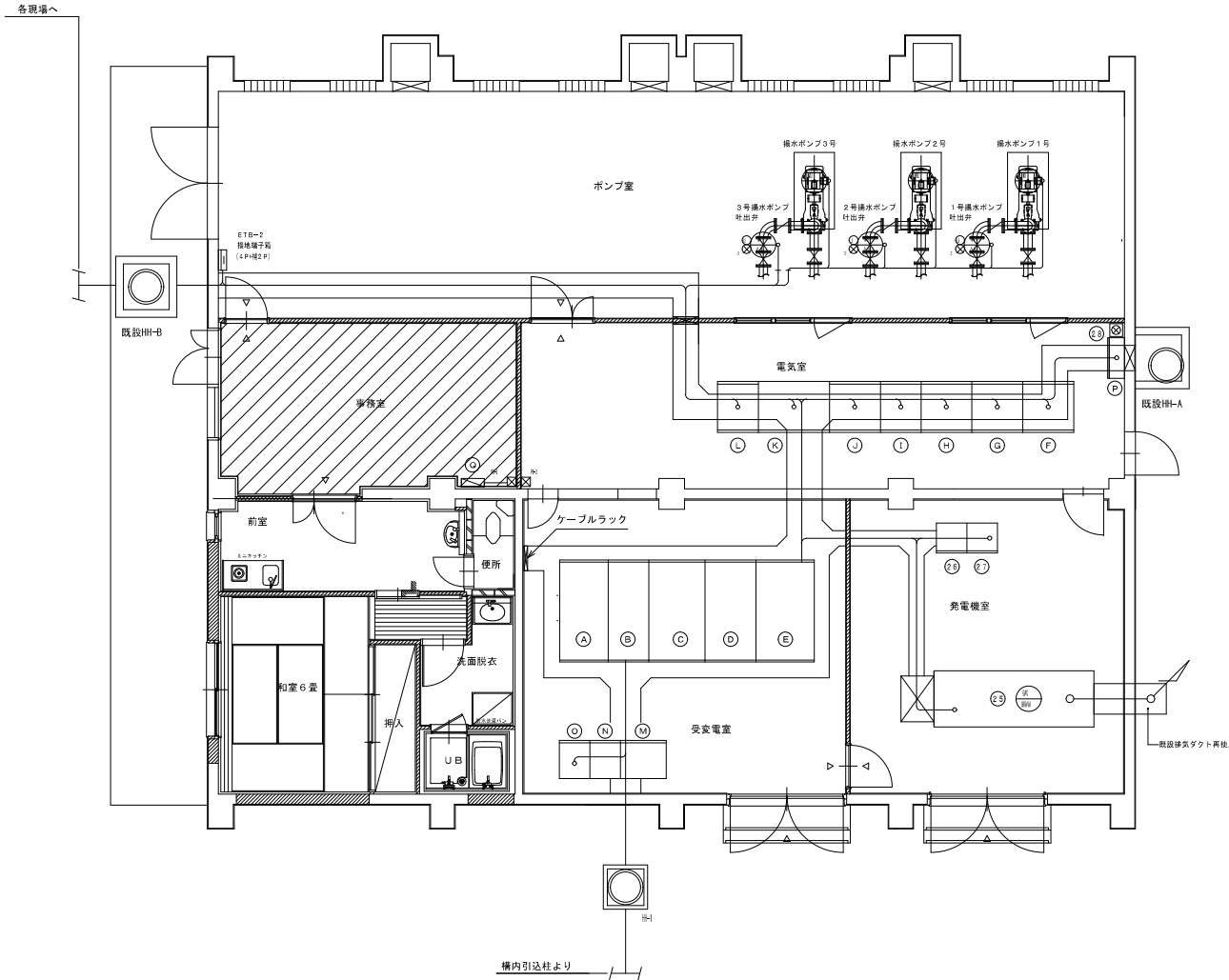
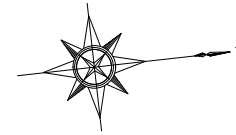


平面图

東部配水場

追塩施設棟

	年月日		
	年月日	東部配水場追塩施設棟築造工事	
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準規格	レベル基準 TP	用途	
図面名称	追塩施設棟 仕上表・求精図・平面詳細図	管轄	明石川浄水場
図面番号	A-12	場所	東部配水場
縮尺	1/50	施設	
		設備	
		工種	建築
		原図管理	
		明石市上下水道局 施設図面	上下水道局 TEL 078-918-5068



管理棟配置図

番号	記号	名称	寸法	備考
(A)	HP1	引込盤	350W x 2000D x 2350H	
(B)	HP2	受電盤	800W x 2000D x 2350H	
(C)	HP3	動力変圧器盤	1100W x 2000D x 2350H	
(D)	HP4	動力分岐盤	1000W x 2000D x 2350H	
(E)	HP5	電灯盤	1150W x 2000D x 2350H	
(F)	CP1	揚水ポンプ1号盤	1000W x 1000D x 2350H	
(G)	CP2	揚水ポンプ2号盤	1000W x 1000D x 2350H	
(H)	CP3	揚水ポンプ3号盤	1000W x 1000D x 2350H	
(I)	LP1	揚水ポンプ制御盤	900W x 1000D x 2350H	
(J)	CP4	電動弁制御盤	1300W x 1000D x 2350H	
(K)	GP1	橋接監視盤	1400W x 1000D x 2350H	
(L)	GP2	伝送制御盤	900W x 1000D x 2350H	
(M)	CVCF3	蓄電池盤	800W x 750D x 1750H	
(N)	CVCF2	無停電電源装置盤	600W x 750D x 1750H	
(O)	CVCF1	入出力盤	600W x 750D x 1750H	
(P)	TB1	中継端子盤	900W x 350D x 1750H	
(Q)	LM-A	管理室分電盤		(建築電気工事)
(E3)	GAC	自家発電装置	38kVA	(移設)
(E4)	DC1	直流電源装置(1)	600W x 600D x 1770H	(移設)
(E5)	DC2	直流電源装置(2)	600W x 600D x 1770H	(移設)
(E6)		地震感知器		(移設)

平面詳細図 1/10

西部配水場 管理棟